

●ごみ分別のお願い

回収したごみのプラスチック分別ができていないと困っています。皆さんで分別をもう一度おさらいして、正しいごみ捨てを心がけましょう。

特にプラスチックごみは、リサイクルのために手で選別する確認作業を行っています。分別ができていない場合は、回収する機械の故障の原因になったり、思わぬ事故につながりやすくなります。

また、選別作業に時間と手間がかかるので余計な人件費がかかってしまい、結果として税金を無駄に使うことにもつながります。

そのため、あまりに分別ができていないごみ袋はお知らせのシールを貼り、回収しない場合があります。ごみを出した人は何が間違っていたのかをもう一度確認し、ごみの分別徹底をお願いします。

分別がわからないときは、町ホームページのごみ出し早見表をご覧くださいか、役場へお問い合わせください。

プラスチックの分別の方法

・調味料などのプラスチック容器の中身が入っていた場合は軽く水で洗い流し、付着物とれない場合は燃やすごみで出してください。

・飲料用のペットボトルは、ふたとラベルはプラスチックごみに、容器本体は軽くすすいで資源物(ペットボトルの日)に分別して出してください。

・有色トレイはプラスチックごみに、白色トレイはプラスチックごみと分けて資源物(白色トレイの日)に出してください。

マイナンバーカードを作ませんか

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

マイナンバーカード1枚で、マイナンバーの確認と身元確認が同時にできて便利です。



「マイナちゃん」

個人番号カード(通称マイナンバーカード)とは、マイナンバー(個人番号)が記載された、顔写真やICチップが付いたカードです。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-TAXなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにもご利用いただけます。

また、初回の発行手数料は無料です。窓口での無料写真撮影サービス、マイナポータルを利用したオンライン申請のお手伝いをしています。皆さんも作りませんか。

「マイナンバーカード」の申請方法と受取方法

マイナンバーカードの主な申請方法は4つあります。申請してからマイナンバーカードの受け取りまで、約1カ月かかります。余裕をもった申請をお願いします。

●申請に必要なもの

- ・申請書(住民課でお渡しします)
- ・顔写真(サイズは縦4.5cm×横3.5cm、正面・無帽・無背景のもの)
- ・通知カード
- ・本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)
- ・印鑑

本人確認のため、申請時または交付時のいずれか1度、必ず本人が窓口に来る必要があります。



●住民課窓口での申請

申請に必要なものを準備して、住民課の窓口へ提出をお願いします。  
※住民課窓口では無料の写真撮影サービスを行っています(10分程度の時間がかかります)。

受取方法

後日、本人限定受取郵便でマイナンバーカードを郵送します。



●郵送による申請

申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付けて郵送してください。  
【送付先】  
〒219-8650  
日本郵政株式会社 川崎東郵便局  
郵便私書箱第2号  
地方公共団体情報システム機構  
個人番号カード交付申請書受付センター



●パソコンによる申請

- ① デジタルカメラなどで顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。
- ② 申請用ウェブサイト(インターネットで「個人番号申請」で検索)にアクセスし、メールアドレスを登録。
- ③ 登録したメールアドレスに通知される申請者用ウェブサイトにアクセス。
- ④ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

受取方法

後日、本人宛てに交付通知書を郵送します。交付通知書、通知カード、本人確認ができる書類を準備して、住民課の窓口へ来てください。窓口でマイナンバーカードを交付します。



●スマートフォンによる申請

- ① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影して保存。
- ② 申請書のQRコードを読み取り、申請用ウェブサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。
- ③ 登録したメールアドレスに通知される申請者用ウェブサイトにアクセス。
- ④ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

【間違えやすいごみ】  
ごみ収集の場合

百円ライター、スポンジ、長靴やゴムホースなどの塩化ビニール製品、マヨネーズの容器など汚れている物  
▼燃やすごみ

洗濯物を干すピンチハンガーなど金属部品がある物  
▼不燃・埋立ごみ

敷き布団、毛布  
▼粗大ごみ

■直接清掃工場などに持ち込む場合  
・燃やすごみ、可燃性粗大ごみ 東部清掃工場 ☎096(293)5245

・不燃ごみ、埋立ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物 環境美化センター ☎096(293)1222

※品目によって場所が異なりますのでそれぞれの施設にお問い合わせください。  
(例)敷き布団(可燃性粗大ごみ) 毛布(資源物) など



●外で生活している猫の避妊・去勢

菊池地域動物愛護協議会では、特定の飼い主がいらない不幸な猫がこれ以上増えるのを防ぐため、避妊・去勢手術費用の一部を助成します。事前の申請手続きが必要です。役場環境保全課に必要な書類を用意しています。



※手術済みかどうかがわかるように術後は猫の耳を一部カットします。  
※飼い猫も外で生活している場合は対象となりますが、野良猫を優先します。

■助成金 1件あたり 3,000円

■募集件数 10件

■申請受付期間 9月3日(月)～28日(金)

■申請方法

- ① 役場環境保全課で受け付けをしますので期間内に申請をお願いします。申請期間終了後に、厳正な審査を実施し、助成が決定した人に連絡を入れます。
- ② 役場から申請書を受け取り、指定の動物病院に予約を入れて、手術を受けて、支払いをすませてください。
- ③ 指定病院は窓口で確認できます。

※「領収書」「申請書」「誓約書」を、県菊池保健所衛生環境課まで提出して下さい。  
※支払いは、振り込みです。1カ月程度の時間がかかります。

■書類提出先  
県菊池保健所衛生環境課(菊池市) ☎0968(25)4135

■注意事項  
・避妊去勢手術費以外の費用は、助成金の対象にはなりません。  
・捕獲器の貸し出しは役場環境保全課にご相談ください。

・避妊・去勢手術を行った猫に関するトラブルについては申請者の責任で対応をお願いします。保健所・役場・動物病院は一切の責任を負いません。